

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三号

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部奈良県求償審査会の項の次に次のように加える。

奈良県公の施設指定管理者選定審査会	公の施設のうち規則で定めるものの指定管理者の指定に関する重要事項についての審査及び建議に関する事務
-------------------	---

別表知事の部史跡等整備活用補助金選定審査会の項の次に次のように加える。

NARA万葉世界賞選考委員会	NARA万葉世界賞の選考に関する事項についての審議に関する事務
----------------	---------------------------------

別表知事の部奈良県協働推進審査会の項の次に次のように加える。

奈良県トレーニングセンター構想検討委員会	奈良県トレーニングセンター構想に関する重要事項についての調査審議に関する事務
----------------------	--

別表知事の部奈良らしい農業・農村のあり方検討委員会の項の次に次のように加える。

なら食と農の魅力創造国際大学校実践オーベルジュ棟指定管理者選定審査会	なら食と農の魅力創造国際大学校実践オーベルジュ棟の指定管理者の指定に関する重要事項についての審査及び建議に関する事務
------------------------------------	--

別表知事の部奈良良県政府調達苦情検討委員会の項中「協定」の下に「その他の国際約束」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。